

# 地域医療介護総合確保基金（医療分）について

## 1 趣旨

病床の機能分化や在宅医療の充実、医療従事者の確保のため、消費税増収分等を活用し、平成26年度に都道府県に基金を創設

※今回の基金は、一時的なものではなく、毎年度、交付される。  
(毎年度、事業計画の策定・国への提出が必要)

## 2 対象事業

- I 病床の機能分化・連携のために必要な事業
- II 在宅医療の充実のために必要な事業
- III 医療従事者等の確保・養成のために必要な事業

## 3 基金の規模・財源負担

全国 H26～29年度： 904億円  
H30年度： 934億円  
H31年度： 1,034億円

※ 負担割合：国2/3、都道府県1/3

## 4 都道府県への配分

人口、高齢者増加割合等の基礎的要因 + 事業計画の評価等の政策的要因 により配分

※本県への配分額（積立額）

(H26年度) 約 8.1億円  
(H27年度) 約10.5億円  
(H28年度) 約 9.0億円  
(H29年度) 約14.8億円  
(H30年度) 約 8.9億円

# 地域医療介護総合確保基金を活用した平成31年度に実施予定の主な事業

## 1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業

- 地域医療構想を踏まえた施設・設備整備
  - ・急性期向け病床から回復期向け病床への転換や他用途への変更に必要な施設・設備の整備
- 認知症患者に対応する医療機関の施設・設備整備
  - ・徘徊、妄想などの症状や身体合併症を有する患者に対応するための施設・設備の整備
- 能登北部地域における若手医師のための総合診療力の強化 など

## 2. 在宅医療の充実のために必要な事業

- 在宅医療の推進
  - ・在宅医療に携わる多職種からなる協議会の設置や医療・介護従事者向けの研修、県民公開講座等の実施 など

## 3. 医療従事者等の確保・養成のために必要な事業

- 金沢大学医学類特別枠の学生への修学資金の貸与
  - ・本県の地域医療を担う医師を志す学生に対し、卒業後、指定する医療機関に一定年数勤務した場合に返還免除となる修学資金を貸与
- 看護師等養成所の学生への修学資金の貸与
  - ・看護師等養成所の学生に対し、卒業後、条例で定める対象施設に一定年数勤務した場合に返還免除となる修学資金を貸与
- 薬剤師の安定的な確保(新)
  - ・中高生に対するセミナーや薬学部学生の県内定着支援、未就業薬剤師に対する復職支援を実施
- 災害時におけるDMAT等の機能強化
  - ・局地災害や中長期のわたる災害医療への対応を想定した訓練の実施
- 産科医等に対し分娩手当等を支給する医療機関への支援
- 夜間の小児救急電話相談窓口の設置 など

H31 年度における地域医療介護総合確保基金を活用した施設・設備  
整備事業の実施を予定する医療機関一覧

<病床機能転換事業>

- ・ 南ヶ丘病院
- ・ すずみが丘病院
- ・ 金沢医科大学病院
- ・ 珠洲市総合病院

<認知症医療提供体制整備事業>

- ・ 粟津神経サナトリウム
- ・ ときわ病院
- ・ 岡部病院
- ・ 松原病院
- ・ 青和病院
- ・ 桜ヶ丘病院
- ・ 七尾松原病院
- ・ 金沢医療センター
- ・ 珠洲市総合病院
- ・ 加賀市医療センター
- ・ やわたメディカルセンター
- ・ 芳珠記念病院
- ・ 新村病院
- ・ 城北病院
- ・ 北陸病院
- ・ みらい病院
- ・ JCHO 金沢病院
- ・ すずみが丘病院
- ・ 河北中央病院
- ・ 公立羽咋病院
- ・ 恵寿総合病院
- ・ 市立輪島病院
- ・ 公立宇出津総合病院

## (参考) 平成31年度における地域医療構想に関する医療機関への補助制度

- 地域医療構想に関する医療機関への補助制度を紹介します。なお、県議会での予算成立等を前提とするものです。また、今後、内容等が変更になることもあります。あらかじめご了承ください。
- 補助事業活用には、原則として、補助事業活用の意向調査に回答いただき、県予算に事業費が盛り込まれることが必要となります。
- 既に、31年度分の意向調査は終了しています。なお、2020年度分につきましては、本年夏以降、補助事業ごとに意向調査を行う予定です。
- 施設整備等にあたって、補助制度の活用を検討されている場合は、各所管課までご相談ください。

項目	①急性期向け病床等からの転換		②認知症患者の受入体制の強化		③介護医療院等への転換	
	回復期向け病床への転換	他用途への転換	精神科・神経内科を有する病院	一般病院	医療療養病床から	介護療養病床から
補助事業名	病床機能転換事業費補助金		認知症医療提供体制整備事業費補助金		石川県病床転換助成事業補助金	石川県介護基盤施設等整備費補助金
財源	地域医療介護総合確保基金(医療分)		地域医療介護総合確保基金(医療分)		国庫補助	地域医療介護総合確保基金(介護分)
補助対象	急性期向け病棟等から回復期リハ病棟、地域包括ケア病棟・病床への転換に必要な施設・設備整備	病床削減に併せて実施する医療機関の機能強化に向けた施設・設備整備 <例> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた外来や医療・介護サービスの強化 ・平均在院日数の短縮に向けた在宅復帰支援の充実 ・医療を支える医師等の医療従事者の確保	・BPSD及び身体合併症を受け入れるために必要な病棟※の整備 ※ 認知症治療病棟、精神科急性期病棟などを届け出ている病棟のみ ・認知症患者のリハビリ、在宅復帰支援等に必要な施設・設備整備	入院患者の認知症悪化予防に必要な施設・設備整備	医療療養病床から介護医療院等へ転換するために必要な施設整備  ※ 介護医療院のほか、老健、ケアハウス、有料老人ホーム、特養、認知症GH、小規模多機能、複合型サービス事業所、生活支援ハウス、サ高住への転換も対象 ※介護医療院への支援はH31年度より	介護療養病床から介護医療院等へ転換するために必要な施設・設備整備
基準額	<施設整備> 新築:4,540千円/床 改修:3,333千円/床 <設備整備> 10,800千円/医療機関	1,837千円/廃止病床	<施設整備(病床)> 精神科病院:3,333千円/床 総合病院:4,540千円/床 <施設整備(病床以外)> 195,800円/㎡(上限450㎡) <設備整備> 10,800千円/医療機関	<施設整備> 11.3㎡×149,200円×定員(上限10人) <設備整備> 3,000千円/医療機関	改修:500千円/床 改築:1,200千円/床 創設:1,000千円/床  ※ 改築は既存の建物を取り壊して新たに施設を整備するもの、創設は既存の建物を取り壊さずに新たに施設を整備するもの	改修:964千円/床 改築:2,390千円/床 創設:1,930千円/床
補助率	1/2	1/2	1/2	1/2	10/10	10/10
補助要件	転換後の病棟(病床単位の転換の場合は転換した病床を含む病棟)については、病床機能報告において「回復期」と報告すること			地域包括ケア病床や回復期リハ病棟を有しており、かつ認知症ケア加算を届け出ている病院であること	・病室の間取り変更に伴う改修等を基本としており、病床転換に直接関係のないものは補助対象外。 ・ただし、介護医療院等の施設基準上必要なものは補助対象となり得る。	・病室の間取り変更に伴う改修等を基本としており、病床転換に直接関係のないものは補助対象外。 ・ただし、介護医療院等の施設基準上必要なものは補助対象となり得る。
所管課 TEL	地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 076-225-1468		地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 076-225-1468		長寿社会課 施設サービスグループ 076-225-1416	

※ 2020年度をもって事業終了予定